



過重なノルマや違法労働によって働く者を使いつぶす企業が社会問題化しています。解雇・雇い止め、長時間労働、不払い残業、賃金の切り下げ、セクハラ、パワハラなど、職場ではさまざまな問題が起きています。これら、働くうえでのトラブルに対し、労働法や労働契約についての知識とたくさんの経験を、持つスタッフがみなさんの相談をお待ちしています。あきらめず、まずは電話相談を！

職場で困ったこと
納得できないこと
ありませんか？

職場の悩みは 全国一般の 労働相談ダイヤルへ

一人からでも加入できる労働組合です

全国一般 福岡地方労働組合

〒803-0844 北九州市小倉北区真鶴1-5-15 真鶴会館3階

TEL:093-592-3113 FAX:093-571-9004

E-mail:KYX05412@nifty.com <http://福岡.全国一般.jp/>

福岡支部 092-761-4856

北九州支部 093-592-3113

筑後支部 0942-33-7200

筑豊支部 0949-28-1075

大牟田支部 0944-51-6705

ユニオン支部 093-562-5710



働く権利を 知るう、守るう

労働組合の結成・加入は、憲法で保障されています。労働組合があれば、働く上でのさまざまな問題に対し、会社と対等に話し合うこと(団体交渉)ができます。あなたの職場にも労働組合をつくりませんか。

労働組合は困っている人たちの味方です

Q 正社員じゃないと有給休暇はとれないんでしょうか？

解決にむけて

A

有給休暇は？



働くすべての人に有給休暇の権利は認められています。パートやアルバイトであっても一定の条件を満たせば取得できます。

休日や労働時間があいまいで分からないのですが？

解決にむけて

Q

A

労働条件が
あいまいで…



事業主には、賃金・労働時間や休日などの事項について書面での交付が義務付けられています。明確に提示するよう求めましょう。

Q 半年契約なのに、2か月で辞めてもらいたいと言われました。

解決にむけて

A

解雇には、やむを得ない事由が必要です。原則として契約期間途中の解雇はできません。

契約が違う！



退職勧奨(肩たたき)を断ったら、配転・降格させられました。

解決にむけて

Q

A

配転、
降格!?



事業主は、一方的に労働条件を変更することはできません。